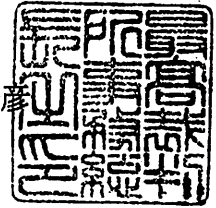


平成31年1月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年1月15日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書の全体が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年9月11日の岡口基一裁判官の審問期日に関して作成し、又は取得した文書（NHKその他のマスコミの傍聴要請を拒否した際に作成し、又は取得した文書を含む。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年12月11日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に対して、最高裁判所内で対象となる司法行政文書を探索した

ところ、該当する文書が存在したものの、同文書は、裁判体の指示に基づき、本件分限裁判の審問期日を滞りなく進行していくために作成された司法行政文書であった。一般的に、裁判事務に関与する職員は、裁判の期日を適正に遂行するため、裁判の運営に関する裁判体の判断及び指示の内容や留意すべき事項を的確に把握した上で、その事務を行う必要があり、その際に組織共用文書を作成することがあるところ、当該文書は、裁判の運営に関する裁判体の判断等の内容を推知させるものであり、特に、非公開手続である本件分限裁判の審問期日において、その機密性は高い。

本件対象文書を開示することは、非公開手続である本件分限裁判の審問期日の運営に関し、裁判体がした具体的な判断や職員に対する指示の内容等を対外的に示すことになるため、これにより、今後の適正な裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件対象文書に記載された情報は、文書の標題部分やその枚数等を含め、全体として行政機関情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報に該当する。

なお、開示申出人が開示を求める文書として例示している「NHKその他のマスコミの傍聴要請を拒否した際に作成し、又は取得した文書」に該当する司法行政文書は、最高裁判所内での探索の結果、存在していなかった。

したがって、原判断は相当である。